

「お知らせ」一覧【R8.8.1 更新】

- 雇用関係確認書類について
- 事業者等からの不当な働きかけ等の報告・公表制度について

雇用関係確認書類について

～入札参加資格確認資料として第3－2号様式に添付する書類～

令和7年11月
山口県

マイナンバー関連法の改正に伴い、令和7年12月2日以降、現行の健康保険証を使用できなくなるため、配置予定技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認書類は、次のとおりとなりますのでお知らせいたします。

なお、原則として確認書類については、個人情報保護のため、「本人氏名」、「生年月日」、「事業所の所在地・名称」、「資格取得年月日等のわかる部分」、「書類の発行（交付）年月日」以外の項目はマスキングをした上で写しを提出してください。

○元請との雇用関係を証する書面

番号	確認書類（証明書類）	摘要
(1)	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し	・個人の【納税義務者用】ではなく、会社に保管義務のある【特別徴収義務者用】のもの
(2)	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し	
(3)	監理技術者資格者証の写し	・所属している事業者名称が記載されているもの ・有効期限内のもの ・記載事項に変更がある場合は、裏面の写しも提出してください ・配置予定技術者の資格を証する書面として、監理技術者資格者証の写しを提出される場合には、雇用関係を証することを兼ねることができるとあります
(4)	その他上記に準ずる書類	雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）、源泉徴収票 など

・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し

①「最新年度」であること
②「決定」、「変更」はどちらでも可
③「特別徴収義務者用」であること
④「自治体印」が確認できること
⑤「申請者氏名」が確認できること
⑥「特別徴収義務者名」が確認できること

事業者等からの不当な働きかけ等の報告・公表制度について 「山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱」の改正 ～ お 知 ら せ ～

令和4年5月
山 口 県

県では、建設工事等の発注事務に関し、公正性・透明性の一層の向上を図る観点から、事業者等から県職員に対して行われた「不当な働きかけ等」について、その内容を記録し、指名停止担当部局等に報告する制度を設置しています。

この度、働きかけに対するより強い抑止力とするため、制度を改正し、必要に応じて、働きかけの内容等を公表することとしました。

【制度の概要】

◆事業者等

- 入札参加資格業者等、県における建設工事等の発注に何らかの利害関係を有する者をいいます。
- 「何らかの利害関係を有する者」には、直接的な利害関係を有する者だけでなく、間接的な利害関係を有する家族や知人なども含みます。

◆不当な働きかけ等

- 建設工事等の個別の契約に係る発注事務に関し、公正な職務の執行を損なうおそれのある要求行為をいいます。
- 具体的には次に掲げる要求行為をいいます。
 - ① 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為
 - ② 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為
 - ③ 非公開又は公開前における、予定価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、最低制限価格又は総合評価における加算点(これらを推測できる金額、数値等を含む)に関する情報漏えい要求行為
 - ④ 入札参加者についての公表前における情報漏えい要求行為
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益もしくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

◆「不当な働きかけ等」があった場合の対応

- 不当な働きかけ等について記録し、指名停止担当部局等に報告します。
- 当該記録は、山口県情報公開条例の規定に基づく開示請求の対象となります。
- 必要に応じて、働きかけの内容等を公表します。

◆施行日

- 平成25年8月1日(令和4年5月18日改正)
※制度の詳細(山口県建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱)については、技術管理課のホームページに掲載しています。
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23406.html>)